

令和5年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)  
が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 54,965 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,198,395 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	村債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	612,586	254,477		6,624	24,544	326,941
	老人福祉費	26,389	2,578		1,513	1,557	20,741
	老人医療費	95,638	13,650			5,725	76,263
	国民年金費	4,924	884			282	3,758
	小計	739,537	271,589		8,137	32,108	427,703
児童福祉費	児童福祉総務費	12,062	2,426			673	8,963
	児童措置費	94,715	56,503		1	2,668	35,543
	認定こども園費	132,187			2,812	9,034	120,341
	小計	238,964	58,929		2,813	12,375	164,847
保健衛生費	保健衛生総務費	14,997	71		152	1,032	13,742
	予防費	66,603	3,387		5,917	4,001	53,298
	保健活動費	99,734	25,836		9,500	4,497	59,901
	小計	181,334	29,294		15,569	9,530	126,941
診療所費	診療所費	38,560	13,021	11,900		952	12,687
合計		1,198,395	372,833	11,900	26,519	54,965	732,178

\*1 社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費です。

\*2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。